

とっとり企業支援ネットワーク外部専門機関連携要領

(目的)

第1条 この要領は、とっとり企業支援ネットワーク運営要領（以下「運営要領」という。）第11条第2項の規定に基づき、中小企業者等による経営課題の的確な把握及び課題解決等の取り組み促進による経営力の強化を奨励することを目的として、とっとり企業支援ネットワークによる連携支援（以下単に「連携支援」という。）において、税理士、中小企業診断士、民間コンサルティング会社等（以下「外部専門機関」という。）の専門能力を活用する中小企業者等に対し奨励金を支給するため、運営要領に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業内容)

- 第2条 鳥取県（以下「県」という。）は、運営要領第6条第3項のキックオフ会議の場等において、外部専門機関の派遣要請の必要性が認められた場合、経営課題等を抱える中小企業者等（以下「支援先中小企業者」という。）に対し、外部専門機関を派遣し支援を行うものとする。
- 2 前項の支援の内容は、別表第1欄の区分（以下「支援区分」という。）に応じて同表第2欄に記載のとおりとし、それぞれ単独の支援区分による支援を行うものとする。
 - 3 キックオフ会議の場等での議を経て、複数の支援区分を組み合わせた支援が真に必要と認めた場合は複数の支援区分を組み合わせたことができるものとする。
 - 4 外部専門機関の派遣に係る経費（以下「派遣経費」という。）は、支援先中小企業者が負担するものとし、県は支援先中小企業者に対してその経費の額に応じて奨励金を支給するものとする。
 - 5 この要領による支援が終了した後において、連携支援事務局及び参加企業支援機関による議を経た上で真に必要と認める場合には、同一の支援先中小企業者に対してこの要領による支援を再び行うことができるものとする。

(派遣要請方法)

第3条 前条第1項の外部専門機関の派遣要請は、様式第1号による経営支援に係る外部専門機関活用依頼書（以下「活用依頼書」という。）を県に提出することにより行うものとする。

(派遣対象企業)

第4条 支援先中小企業者は、原則、次の各号の要件に合致する企業であることとする。

- (1) 経営支援に向けて、事前に経営課題等の明確化が必要であること。
- (2) 原則として、別表第2欄の支援内容及び第4欄の支援期間等の範囲で、経営課題解決等の取組が可能と見込まれること。
- (3) 外部専門機関の活用について県及び関係企業支援機関の同意が得られていること。
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業を営む事業主ではないこと。
- (5) 支援先中小企業者が、活用依頼書の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があるとは認められないこと。

(外部専門機関の選考)

第5条 支援先中小企業者に派遣する外部専門機関は、活用依頼書に記載された外部専門機関とする。

- 2 キックオフ会議での議を経て担当となった参加企業支援機関（以下「担当機関」という。）は、外部専門機関を派遣したときは、遅滞なく他の参加企業支援機関に連絡するものとする。
- 3 第1項により選考された外部専門機関がとっとり企業支援ネットワークの企業支援機関であるときは、この要領による奨励金は支給しない。
- 4 外部専門機関の派遣に当たっては、県内の外部専門家機関の選考に努めなければならない。ただし、やむを得ない事情で県内の外部専門家機関への選考が困難と県が認めた場合については、この限りではない。

(報告書の提出)

第6条 担当機関は、派遣された外部専門機関による支援が完了した時は、当該外部専門機関に対して速やかに、様式第2号による支援実績報告書及び支援の成果物（計画書又は報告書等）の提出を求めるものとする。

- 2 県及び担当機関は、前項の支援実績報告書の提出を受けたときは、当該支援実績報告書を作成した外部専門機関に対し、必要に応じてその内容について説明を求めるものとする。

(実地調査)

第7条 県は、必要に応じ、支援先中小企業者に赴き外部専門機関の支援が適切に行われているか調査することができる。

(守秘義務)

第8条 派遣された外部専門機関は、支援を実施する上で知り得た中小企業者等の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

(奨励金の支給額)

第9条 奨励金の支給額は、支援区分ごとに別表第3欄に掲げる経費の額の合計額から消費税並びに地方消費税に相当する額及び派遣経費に対して国の助成制度等により支給を受けた金額を除いた額を合計した額に同表第5欄に掲げる支給率を乗じて得た額とし、それぞれ同表第6欄に掲げる額を限度とする。

- 2 前項にかかわらず、同一の支援先中小企業者に対する奨励金は、120万円を超えて支給することはできない。この場合において、この要領によって既に支給又は決定された奨励金の額と通算する。

(奨励金の支給申請)

第10条 奨励金の申請を行う支援先中小企業者は、様式第3号による外部専門機関派遣奨励金申請書（以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

- (1) 外部専門機関の支援を受けたことを示す書類（契約書、覚書等の写し）
- (2) 外部専門機関の支援を受けて作成した計画書又は報告書の写し
- (3) 外部専門機関に対し謝金等を支払ったことを示す書類（請求書、領収書等の写し）

(4) 他の助成制度を活用した場合はこれを示す書類（他の助成制度等の支給決定通知書等の写し）

(5) 前各号の他、県が必要と認める書類

2 前項の奨励金の申請は、外部専門機関による支援が終了した日又は外部専門機関への謝金等の支払が完了した日のいずれかのうち遅いほうの日から起算して3月以内に行うものとする。

(支給の決定等)

第11条 県は、前条の規定により提出された申請書の記載事項等について、記載漏れ、表示の錯誤、添付書類の不備等がないか点検し、適正なものであると認めた場合はこれを受理する。

2 県は、受理した申請書について、本要領に基づき審査し、適正であると認められるときは速やかに奨励金の支給額を決定し、申請を行った支援先中小企業者（以下「申請者」という。）が指定した金融機関の口座に振り込むものとする。

(暴力団等の排除)

第12条 前条の規定にかかわらず、県は、申請者又は外部専門機関が次の各号のいずれかに該当するときは奨励金を支給しないものとする。

(1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

(2) 暴力団員（暴対法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

(3) 暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有するもの

(奨励金の返還)

第13条 県は、奨励金の支給を受けた支援先中小企業者が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該支援先中小企業者に対して支給決定した奨励金の全部又は一部について支給決定を取り消し、返還させる旨の通知を行うものとする。

(1) 偽りその他不正の行為によって支給を受けた場合

(2) 支給すべき額を超えて支給を受けた場合

(3) 支援先中小企業者が、活用依頼書の提出日から起算して1年前の日から奨励金の支給決定日までの間において、法令に違反する重大な事実（故意又は重大な過失によるものに限る。）があると認められる場合

(調整)

第14条 支援先中小企業者が、県の他の制度による類似の奨励金等を受けている場合は、この要領による奨励金を支給しないものとする。

第15条 この要領に定めるもののほか事業の運営に関し必要な事項は、関係者が協議の上、別に定める。

附則

この要領は、平成24年10月2日から施行する。

附則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成27年8月20日から施行する。

附則

この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年10月23日から施行する。

附則

この要領は、令和3年7月12日から施行する。

附則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。ただし、施行日前に派遣要請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。

別表（第2条、第4条関係）

1 支援区分	2 支援内容	3 派遣経費	4 支援期間及び派遣回数	5 支給率	6 限度額
ア 経営診断・各種 経営計画策定	経営診断、経営計画・経営改善 計画等の策定支援（現状分析、 財務分析、経営課題の分析と対 策、経営改善の提案 等）	専門家謝金	支援期間：6月程度	2/3	300千円以内/件
イ 企業調査・分析	企業の現状分析、経営課題抽出 ・分析、財務分析 等 *企業のかかえる個別課題の経 営改善提案は行わない	専門家謝金	支援期間：1月程度 派遣回数：上限3回/件		30千円以内/回
ウ 各種課題解決支 援	各種経営課題に対する個別支援 （新商品開発、販路開拓、人材 育成、プロセス改善、組織・ビ ジネスモデル再構築、財務改善 等）	専門家謝金	支援期間：3月から12月 程度 派遣回数：上限6回/件 *最長36月まで延長可 能とする。（派遣回数は 12月ごとに6回まで）		50千円以内/回
エ 事業計画策定	資本性劣後ローンの申込み等に 必要な事業計画の策定支援	専門家謝金	支援期間：6月程度		100千円以内/件
オ 販路開拓支援	県内外に商品等を販路開拓する 代行活動（セールスレップ）へ の支援	専門家謝金	支援期間：3月から12月 程度		—